2　第一項の遮蔽板は、蓄電池から水平方向及び鉛直方向に五十センチメートル以上離して設置することとする。

3　第一項の遮蔽板は、堅固な床に固定し、又は容易に転倒及び移動しないための措置を講じたものであることとする。

（蓄電池設備の基準）

第六十八条の二の三　規則第二十八条の六十の四第二項及び第五項第四号、第三十五条の四第三項、第四十条第一項第二号ロ並びに第四十三条の三第三項第二号の告示で定める基準は、日本産業規格Ｃ八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格Ｃ四四四一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

（スプリンクラー設備の水源の特例）

第六十八条の二の四　規則第三十五条の二第四項第二号ハ及び第三十五条の四第三項第二号イ⑶の告示で定める要件は、次のとおりとする。

一　スプリンクラー設備の送水口は、消防ポンプ自動車が容易に接近できる位置に設けること。

二　スプリンクラー設備の送水口から百メートル以内の距離に消防用水、消火栓又は消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十四条の二の指定消防水利が存し、当該スプリンクラー設備が放射能力範囲（開放型スプリンクラーヘッドを設けるものにあつては、放射区域）を三十分間放水することができる量以上の量の水源が確保されること。

（蓄電池設備を収納する鋼製の棚の基準）

第六十八条の二の五　規則第三十五条の四第三項の告示で定める基準に適合する鋼製の棚は、高さ二・四メートル以下であり、かつ、次の要件を満たすこと。

一　棚に設ける蓄電池の容量が百二十キロワット時を超える場合は、当該蓄電池を百二十キロワット時以下ごとに鋼製の板で仕切ること。

二　棚は、幅二・二メートル以下ごとに、厚さ〇・九ミリメートル以上の鋼板又はこれと同等以上の耐火性能を有する材料で遮蔽すること。

三　棚の周囲には、前号により遮蔽する場合又は蓄電池設備の機能を維持するために必要な設備（不燃材料又は難燃処理を施した材料で造つたものに限る。）を設ける場合を除き、一・二メートル以上の幅の空地を保有すること。

（容器の特例）

第六十八条の二の六　［略］

（容器に収納しないこと等ができる蓄電池を貯蔵する箱の基準）

第六十八条の二の七　規則第四十条第一項第二号ニの告示で定める基準に適合する箱は、次のとおりとする。

一　箱は次に掲げる基準に適合すること又はこれと同等以上の性能を有するものとすること。

イ　箱の材料は次に定める耐火試験に合格するものであること。

⑴　耐火試験は、第一試験及び第二試験により行うこと。

（蓄電池設備の基準）

第六十八条の二の二　規則第二十八条の六十の四第二項及び規則第二十八条の六十の四第五項第四号の告示で定める基準は、日本産業規格Ｃ八七一五―二「産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム―第二部：安全性要求事項」若しくは日本産業規格Ｃ四四四一「電気エネルギー貯蔵システム―電力システムに接続される電気エネルギー貯蔵システムの安全要求事項―電気化学的システム」に適合するもの又はこれらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するものであることとする。

［新設］

（容器の特例）

第六十八条の二の三　［同上］

［新設］